

国土交通省・厚生労働省主催
令和6年度「建設工事おける労働災害防止に関する説明会」

足場等に係る安全対策について

令和6年12月16日
全国仮設安全事業協同組合

本足場の定義について

安衛則第561条の2【新設】 **2024年4月1日施行**

第五百六十一条の二

事業者は、幅が一メートル以上の箇所において足場を使用するときは、本足場を使用しなければならない。ただし、つり足場を使用するとき、又は障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは、この限りでない。

一側足場の使用範囲が明確化されます

(安衛則第561条の2【新設】)

2024年4月1日施行

主に狭あいな現場で使用される一側足場(建築物の外壁面等に沿って、建地(支柱)を一系列設置して組み立てる足場。)については、一側足場からの墜落・転落災害が発生していることを踏まえ、

事業者に対して**本足場**(建築物の外壁面等に沿って、建地(支柱)を二列設置して組み立てる足場。)を使用するために十分幅がある場所(幅が1m以上の場所)においては、**本足場の使用を義務付ける**。

ただし、つり足場を使用するとき、又は障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは、この限りでない。

解釈例規:基発0314第2号 令和5年度3月14日

(1)事業者は、幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用しなければならないことを規定したこと。なお、幅が1メートル未満の場合であっても、可能な限り本足場を使用することが望ましいこと。

「幅が1メートル以上の箇所」に関する留意点

(2)「幅が1メートル以上の箇所」とは、足場を設ける床面において、当該足場を使用する建築物等の外面を起点としたはり間方向の水平距離が1メートル以上ある箇所をいうこと。足場設置のため確保した幅が1メートル以上の箇所(図1)について、**その一部が**①公道にかかる場合、②使用許可が得られない場合、③その他当該箇所が注文者、施工業者等、工事関係者の管理の範囲外である場合等にあつては、「幅が1メートル以上の箇所」に含まれないこと。(図2)なお、**事業者は、足場の使用に当たっては、可能な限り「幅が1メートル以上の箇所」を確保すべきものであること。**

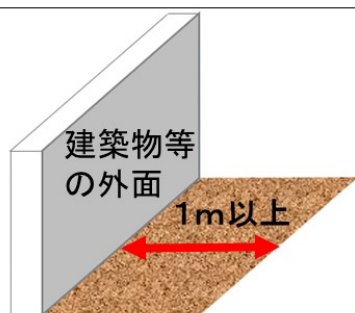


図1 幅が1メートル以上の箇所

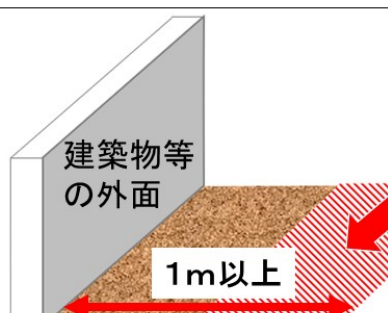
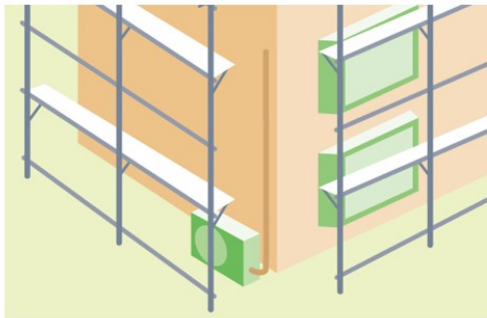


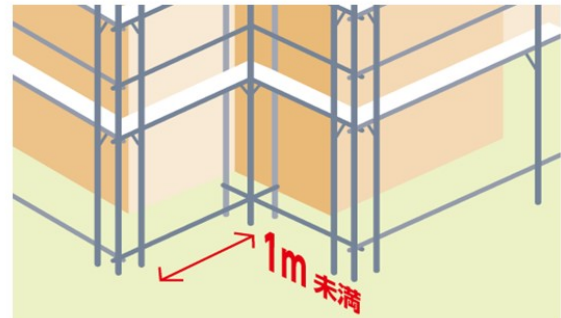
図2 幅が1メートル以上の箇所に含まれない

その一部(赤斜線部分)が
①公道にかかる場合、
②使用許可が得られない場合、
③その他当該箇所が注文者、
施工業者等、工事関係者の管
理の範囲外である場合

(3)「障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なとき」とは、以下の場合をいうこと。

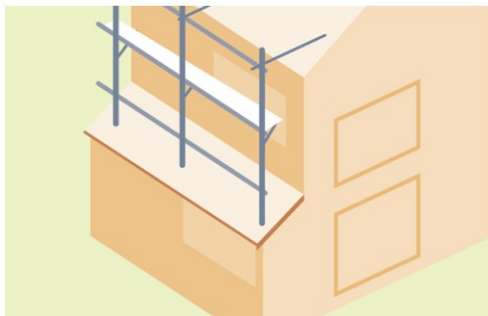


ア 足場を設ける箇所の全部又は一部に撤去が困難な障害物があり、建地を2本設置することが困難なとき。

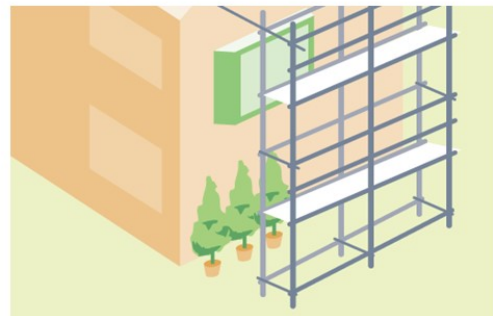


イ 建築物等の外面の形状が複雑で、1メートル未満ごとに隅角部を設ける必要があるとき。

厚生労働省：足場からの墜落防止措置が強化されます（令和5年） より



ウ 屋根等に足場を設けるとき等、足場を設ける床面に著しい傾斜、凹凸等があり、建地を2本設置することが困難なとき。



エ 本足場を使用することにより建築物等と足場の作業床との間隔が広くなり、墜落・転落災害のリスクが高まるとき。

厚生労働省：足場からの墜落防止措置が強化されます（令和5年） より

(4) 足場を設ける箇所の一部に撤去が困難な障害物があるとき等において、建地の一部を1本とする場合にあっては、足場の動揺や倒壊等を防止するのに十分な強度を有する構造とすること。

(5) 足場の使用に当たっては建築物等と足場の作業床との間隔が30センチメートル以内とすることが望ましいこと。

なお、木造家屋等低層住宅建築工事においては、事業者に対して「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル（建設業労働災害防止協会：令和6年3月作成）」に基づく措置を適切に実施すること。

としています。

【令和6年度における建設業の安全衛生対策の推進について（基安安発0329第4号）より】

木造家屋等低層住宅建築工事
墜落防止標準マニュアル

建設業労働災害防止協会

単管足場：建地、固定型ベース金具

単管足場用鋼管.....単管足場用鋼管は、建地、布、腕木及び筋かい等の部材として使用され、外形48.6mm、肉厚2.5mmの鋼管を使用する。
固定型ベースパネル.....単管足場の建地の脚部下端に取り付け。建地の沈下を防止し、固定型ベース金具を釘止めすることで、ズレを防止できる。



単管足場用鋼管

抜け止めピン



固定型ベース金具

単管足場：単管ジョイント

単管ジョイントは、単管足場用鋼管を繋ぐときに用いる金具で、単管足場用鋼管への挿入長が95mm以上で抜け止めの加工がされている継ぎ手金具である。



単管ジョイント

※ ボンジョイント(圧着方式の単管用継手金具)について、抜け止め機構が圧着方式であり、その他の抜け止め機能がないことから、引張強度が極めて低いため、単管足場用の継手金具として譲渡、貸与すること、又は、ボンジョイントを単管ジョイントとして使用することは、労働安全衛生法違反となる。

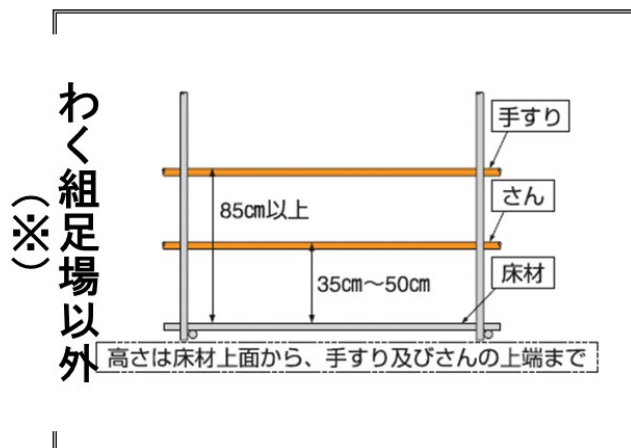
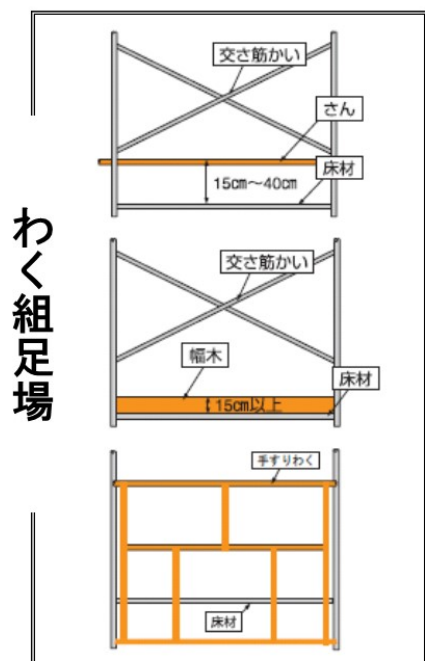


ボンジョイント

1. 足場の安全装備について

人の墜落・転落による災害防止措置：労働安全衛生規則 第563条

(参考図)



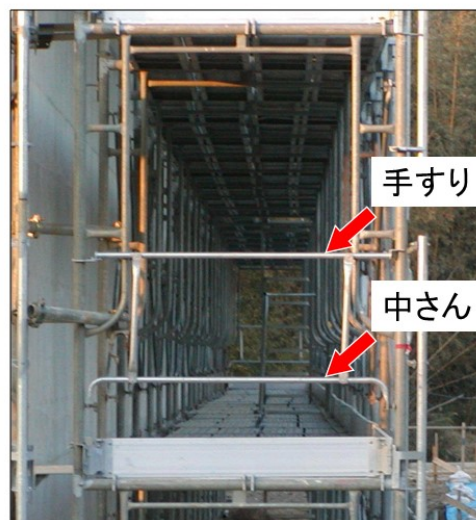
※ 単管足場、くさび緊結式足場など

わく組足場の妻側の墜落防止措置

(労働基準局長通達：基発0311001号[平成21年3月11日])

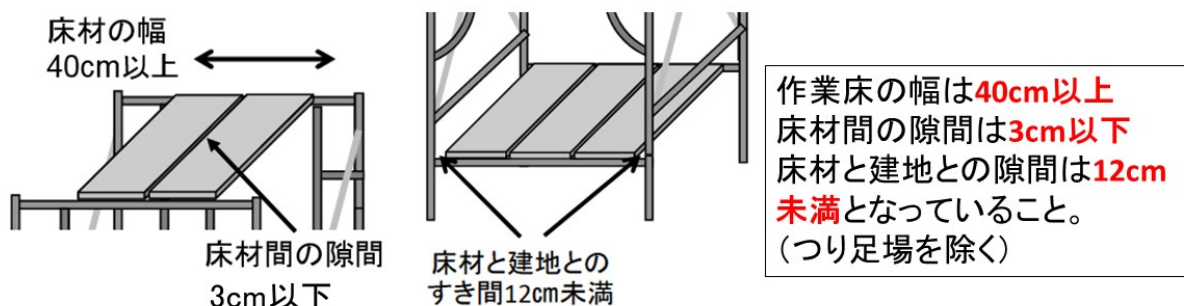
わく組足場の妻側の墜落防止措置については、わく組足場以外の足場(単管足場等)と同じ措置となる。

「高さ85cm以上の手すり及び
高さ35cm～50cmの位置にさん
(中さん)を設ける。(義務)」



足場の法令（わく組み足場、くさび緊結式足場問わず）

足場の作業床は以下の条件を満たしていること。（安衛則第563条）



- ・「足場用墜落防止措置」をすること。（人の墜落・転落防止措置）
- ・物の飛来・落下防止措置をすること。

足場における高さ 2 m以上の作業場所に設けられる作業床の要件 （安全衛生規則：563条）

② 足場からの手すり等の墜落防止設備（足場用墜落防止設備）について、

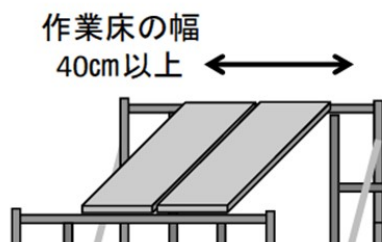
- ・作業の性質上これらの設備を設けることが著しく困難な場合や作業の必要上臨時にこれらの設備を取り外す場合は、**当該箇所への関係労働者以外の者の立入りを禁止すること。**
- ・足場用墜落防止設備を取り外す箇所において関係労働者に作業させる場合は、**墜落制止用器具を安全に取付けるための設備等を設け、かつ、労働者に墜落制止用器具を使用させる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。**

③ **作業の必要上臨時に墜落防止設備を取り外したときは、当該作業が終了した後、直ちに取り外した設備を元の状態に戻さなければならないこと。**が追加されました。

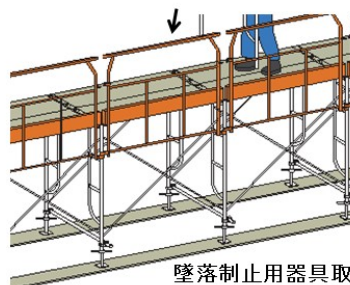
※ ②及び③については、**架設通路及び作業構台についても同様の措置**が追加されています。

足場の組立て等の作業に係る墜落防止措置（安全衛生規則:564条）

- ① 高さ5m以上から高さ2m以上の構造の足場まで適用範囲を拡大。〔改正日:平成27年3月2日〕
- ② 足場材の緊結等の作業を行うときの措置。
 - イ 作業床の幅20cm以上としていたものを、幅40cm以上に拡幅。
 - ※ ただし、作業床を設けることが困難なときを除く。
 - ロ 要求性能墜落制止用器具取付け設備等の設置及び要求性能墜落制止用器具を使用させる措置を講ずること。
 - ※ ただし、これらの措置と同等以上の効果を有する措置を講じたときを除く。



手すり先行工法による手すりわく（優先的に指導）



墜落制止用器具取付け設備の例

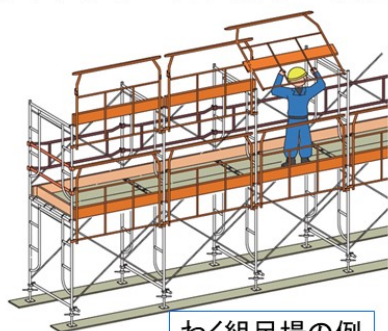
手すり先行工法の定義

◎足場の組立

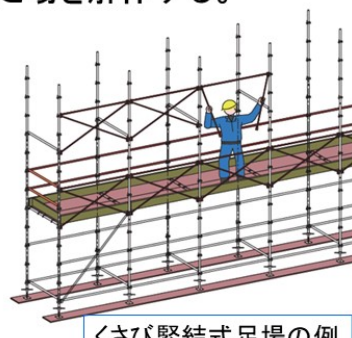
作業床を取付ける前に、手すり、中さん及び幅木を先行して設置して足場を組立てる。

◎足場の解体

最上層の作業床を取外すまで手すり、中さん及び幅木を残置しておき、常に手すり、中さん及び幅木が設置された状態で足場を解体する。



わく組足場の例



くさび緊結式足場の例

墜落防止措置の注意事項

1. 手すり及びさん(中棧)の材質
2. 足場の躯体壁側の措置
3. 足場昇降階段及び仮設通路
4. 作業床の開口部

1. 手すり及びさん(中さん)の材質

「わく組足場」又は「わく足場以外の足場」に設置する手すり及びさん(中さん)等は、棒状の丈夫な部材をいい、繊維^{カトウ}ロープ等の可撓性の材料は認められない。

(平成21年3月11日 基発第0311001号<抜粋>)

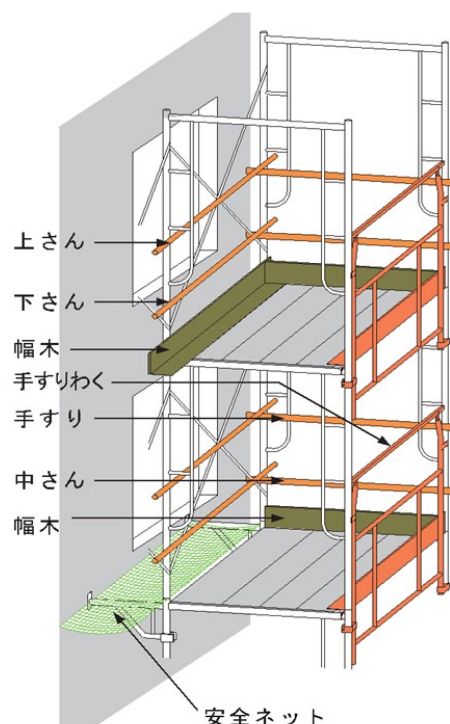
注)可撓性とは、曲げたり、たわみを持たせることが出来る性質

2. 足場の躯体壁側の措置

以下の場合などにおいては、足場の躯体側に

- I 労働安全衛生規則 及び
 - II 足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱
- に示す同じ措置が必要。

※防網(層間ネット)は、物の落下防止措置の他、作業の都合上臨時に手すり、中さん、幅木等を外す場合又は、手すり等が設けられない箇所へ措置するものであり(墜落制止用器具併用)、手すり、中さん幅木等に直接、代わるものではありません。



足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱 「より安全な措置」等について(抜粋)

1 足場からの墜落防止

わく組足場

手すり、中さん及び幅木を備えた
「手すり先行専用型足場」の設置

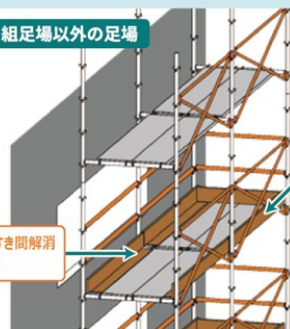
上さんの設置



わく組足場以外の足場

手すり、
中さんに加え
幅木を設置

床材と建地(脚柱)のすき間解消
「床付き幅木」等の設置



2 手すり先行工法の採用

わく組足場



わく組足場以外の足場



3. 足場昇降階段及び架設通路

足場内の昇降階段は、架設通路と見なされており、

手すり及び**中さん**の設置が必要です。

併せて、**階段開口部手すり**の設置も必要となります。

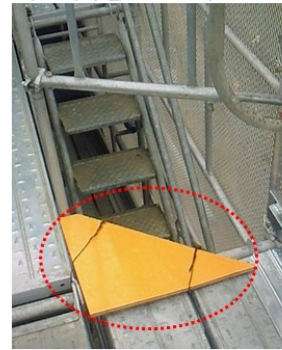
手すり及び中さんを設置した
昇降階段の例



階段開口部手すりの例



階段開口部手すりの
すき間を塞いだ例



【補足】

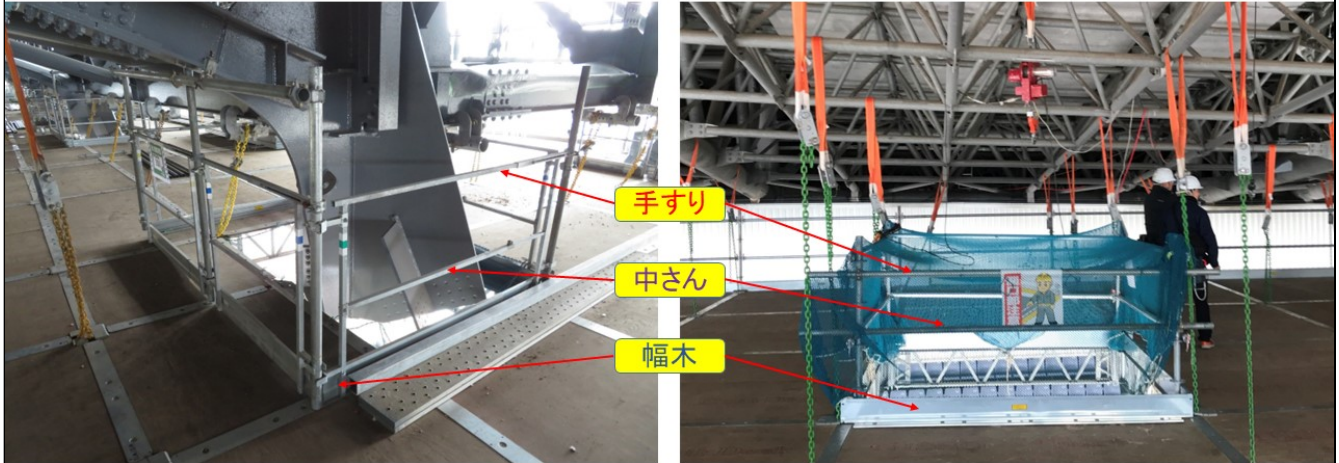
・型枠支保工、ベントに別途設けた足場など、構造物に対して付随して設ける設備については足場に該当するので、墜落・転落防止及び飛来・落下措置が必要です。



【参考】昇降設備と幅木付作業床を内蔵した折り畳み式ベント

4. 作業床の開口部

- ・柱周り、荷取り開口部などにも手すり、中さん、幅木の設置が必要です。



足場からの飛来・落下物による災害防止

☆厚生労働省: **労働者**に対する措置(労働安全衛生規則等)

☆国土交通省: 主として**第三者**に対する措置(建築基準法等)

建築基準法施行令 第百三十六条の五(要約)

・工事をする部分が工事現場の境界線から水平距離が五メートル以内で、かつ、地盤面から高さが七メートル以上にあるとき、その他落下物によつて工事現場の周辺に危害を生ずるおそれがあるときは、工事現場の周囲を鉄網又は帆布でおおう等落下物による危害を防止するための措置を講じなければならない。

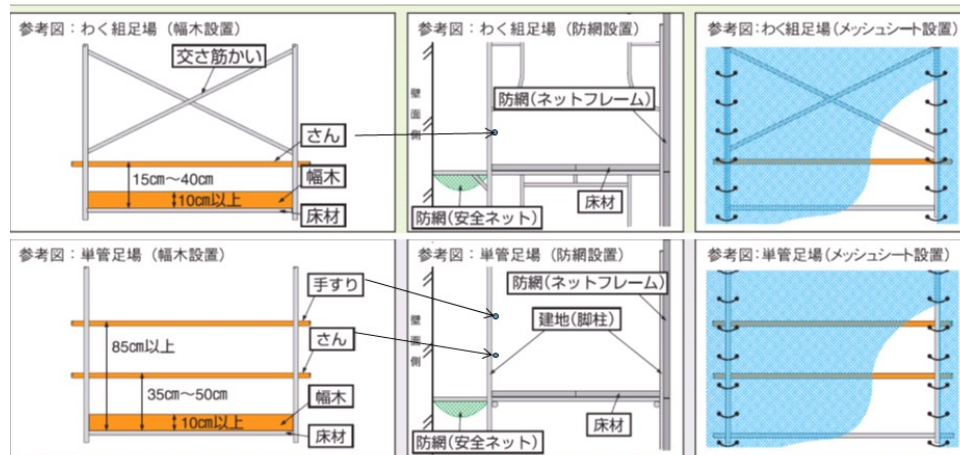
建設工事公衆災害防止対策要綱(要約)

・外部足場から、ふ角七五度を超える範囲又は水平距離五メートル以内の範囲に隣家などがある場合には、足場の必要な部分を鉄網若しくは帆布で覆い又はこれと同等以上の効力を有する防護措置を講じなければならない。

・施工者は、落下物によつて工事現場の周辺に危害を及ぼすおそれがあるときは、建築基準法の定めるところにより、ネット類又はシート類で覆う等の防護措置を講じなければならない。

厚生労働省の労働安全衛生規則(労働者を対象とした措置)

幅木(高さ10cm以上)、メッシュシート若しくは防網又はそれと同等の機能を有する設備を設置する。(第563条)



設置目的: 作業床からの落下物による労働者の災害防止措置

注) 機材の選択にあたっては、建築基準法等を考慮すること。

国土労働省: 建設工事公衆災害防止対策要綱

建築工事編・土木工事編共通

- 第1 総則
- 第7 適正な工期の確保
- 第11 荒天時等の対応に関する検討

土木工事編

- 第29 仮囲い
- 第31 落下物による危害の防止

建築工事編

- 第15 飛来落下による危険防止
- 第23 外部足場に関する措置
- 第24 落下物による危害の防止
- 第25 足場等の設置・解体時の作業計画及び手順



第1章 総則

第1 目的（工事によって下線部分「土木工事」「建築工事等」を読み替えて下さい）

1 この要綱は土木工事・建築工事等の施工に当たって、当該工事の関係者以外の第三者（以下「公衆」という。）の生命、身体及び財産に関する危害並びに迷惑（以下「公衆災害」という。）を防止するために必要な計画、設計及び施工の基準を示し、もって土木工事・建築工事等の安全な施工の確保に寄与することを目的とする。

第7 適正な工期の確保（工事によって下線部分「土木工事」「建築工事等」を読み替えてください）

1 発注者は、土木工事・建築工事等の工期を定めるに当たっては、この要綱に規定されている事項が十分に守られるように設定しなければならない。また、施工途中において施工計画等に変更が生じた場合には、必要に応じて工期の見直しを検討しなければならない。

第11 荒天時等の対応に関する検討（土木工事編・建築工事編共通）

1 施工者は、工事着手前の施工計画立案時において強風、豪雨、豪雪時における作業中止の基準を定めるとともに、中止時の仮設構造物、建設機械、資材等の具体的な措置について定めておかなければならない。

（土木工事編）

第2章 一般事項

第14 整理整頓

第15 作業場の区分

第16 作業場の出入口

第17 型枠支保工、足場等の計画及び設計

第18 建設資材等の運搬

第19 足場等の設置・解体時の作業計画及び手順

第20 道路近傍区域での仮設物の設置等

第21 安全巡視

（建築工事等編）

第2章 一般事項

第14 整理整頓

第15 飛来落下による危険防止

第16 粉塵対策

第17 適正な照明

第18 火災防止

第19 危険物貯蔵

第20 周辺構造物への対策

第21 仮囲い、出入口

第22 建設資材等の運搬

第23 外部足場に関する措置

第24 落下物による危害の防止

第25 足場等の設置・解体時の作業計画及び手順

防護棚(朝顔)設置時の注意点 (建設工事公衆災害防止対策要綱・建築工事編第23より)

- ①工事場所が地盤面からの高さが10m以上の場合にあつては1段以上、20 m以上の場合にあつては2段以上設けること。
- ②最下段の防護棚は、建築工事等を行う部分の下10 m以内の位置に設けること。

なお、外部足場の外側より水平距離で2m以上の幅を有する**防護構台を設けた場合**は、第23(外部足場に関する措置)の規定による**最下段の防護棚は省略することができる**ものとする。(建設工事公衆災害防止対策要綱・建築工事編 第24)

- ③防護棚はすき間がないもので、十分な強度及び耐力を有する構造であること。

(板厚は木材:30mm以上 鉄板1.6mm以上が望ましい)

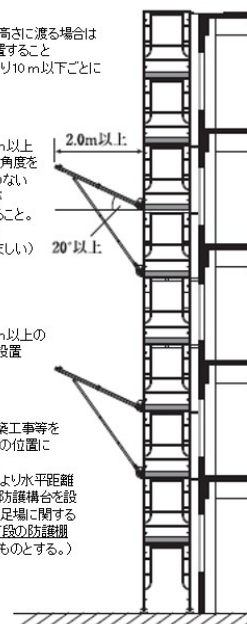
- ④各防護棚は水平距離で2m以上突出させ、水平面となす角度を20度以上とし、風圧、振動、衝撃、雪荷重等で脱落しないよう骨組に堅固に取り付けること。

工事場所が20m以上の高さに渡る場合は防護棚を2段以上に設置すること
(2段目以上は下の段より10m以下ごとに設置)

防護棚は水平距離で2m以上突出させ、水平面となす角度を20度以上とし、すき間のないもので、十分な強度及び耐力を有する構造であること。
(板厚は木材:30mm以上 鉄板:1.6mm以上が望ましい)

工事場所が地盤より10m以上の場合は防護棚1段以上設置

最下段の防護棚は、建築工事等を行う部分の下10m以内の位置に設けること。
(なお、外部足場の外側より水平距離で2m以上の幅を有する防護構台を設けた場合は、第23(外部足場に関する措置)の規定による最下段の防護棚は省略することができるものとする。)



単管、クランプ(自在)、木板を使った朝顔の例

- ・設置、撤去時に作業員が朝顔に乗って作業するため、非常に危険である。
- ・台風が来た時に急遽、撤去することが困難である。
- ・朝顔の張り出し端部(単管の先)において上下の単管をクランプで緊結する際、単管の端部に十分な余長を設けていないことが原因で単管がクランプから外れ、墜落事故に繋がるケースがある。



建設工事公衆災害防止対策要綱(抜粋) [令和元年9月2日]

第31 落下物による危害の防止

1 施工者は、地上4メートル以上の場所で作業する場合において、作業する場所からふ角75度以上のところに一般の交通その他の用に供せられている場所があるときは、道路管理者へ安全対策を協議するとともに、作業する場所の周囲その他危害防止上必要な部分を落下の可能性のある資材等に対し、十分な強度を有する板材等をもって覆わなければならない。さらに、資材の搬出入など落下の危険を伴う場合においては、原則、交通誘導警備員を配置し一般交通等の規制を行う等落下物による危害を防止するための必要な措置をとらなければならない。

なお、地上4メートル以下の場所で作業する場合においても明らかに危害を生ずるおそれが無いと判断される場合を除き、必要な施設を設けなければならない。



2. 足場の施工管理について

作業を指揮する者の指名（労働安全衛生規則 第529条）

事業者（※）は、建築物、橋梁、足場の組立て等（作業主任者を選任しなければならない作業を除く）を行う場合において、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、次の措置を講じなければならない。

- ・作業を指揮する者を指名して、その者に直接作業を指揮させること。
- ・あらかじめ、作業の方法及び順序を当該作業に従事する労働者に周知させること。

※ 事業者とは、安衛法上では「事業を行う者で労働者を使用するもの」とされており、法人企業の場合は「**法人そのもの**」個人企業であれば「**事業経営主**」のこと。

作業主任者の選任（労働安全衛生規則 第565条）

足場の組立て、解体又は変更等の作業で、作業主任者を選任しなければならないのは次のとおり ※（労働安全衛生法施行令 第6条15号の作業）

- ・つり足場（ゴンドラのつり足場を除く）
- ・張出し足場
- ・高さが5m以上の構造の足場

☆ 作業主任者の氏名と行なわせる事項を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知しなければならない
（労働安全衛生規則 第18条 作業主任者の氏名等の周知）

作業主任者の職務（労働安全衛生規則 第566条）

足場の組立て、解体又は変更等（以下、足場の組立て等という。）の作業における作業主任者の職務は次のとおりである。

- ・材料の欠点を点検し、不良品を取り除く
- ・器具、工具、要求性能墜落制止用器具及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除く
- ・作業の方法及び作業者の配置を決定し、作業の進行状況を監視する。
- ・要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視する。

特別教育（労働安全衛生規則第36条）

- ・足場の組立て、解体、一時変更等の作業を行う場合
- ・高さ2m以上の墜落・転落の恐れがある場所でフルハーネス型墜落制止用器具を使用する場合

には、労働安全衛生法第59条第3項の厚生労働省令で定める「危険又は有害な業務」となり、労働安全衛生規則第36条で定める「特別教育を必要とする業務」に該当する為、特別教育を受講する必要がある。

なお、年少者労働基準規則第8条では、**特別教育を受講有無に関わらず、18歳未満について以下を制限している**

24号【高さが5m以上の場所で、墜落により労働者が危害を受けるおそれのあるところにおける業務】

25号【足場の組立、解体又は変更の業務（地上又は床上における補助作業の業務を除く。）】

3. 足場の保守・管理について

安全点検に関する事項

労働安全衛生規則（労働安全衛生規則 第567条）

※足場での作業開始前の日々の点検を義務化した。

※足場の組立後、悪天候後等を実施する点検結果の記録、保存を義務化した。

（平成21年3月11日付通達 基発第0311001号）

「足場を使用する作業を行う仕事を終了するまでの間」とは、それぞれの事業者が請け負った仕事を終了するまでの間であって、元方事業者にあつては、当該事業場におけるすべての工事が終了するまでの間をいうものであること。

注文者の点検義務の充実（安衛則：第655条及び第655条の2関係）

足場及び作業構台の点検に関する元方事業者等の責務

安衛則第655条（足場についての措置）及び第655条の2（作業構台についての措置）で定める注文者（足場の組立てを発注し、他の請負人の労働者に使用させる特定元方事業者等）が行わなければならない点検に、「足場又は作業構台の組立て、一部解体若しくは変更の後において、それぞれにおける作業を開始する前」が追加されました。

※「一部解体若しくは変更」の解釈については、通達で示されています。

また、点検の結果及びその結果に基づいて修理等の措置を講じた場合の内容を記録し、足場又は作業構台を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、これを保存しなければなりません。

注文者の点検義務の充実（安衛則：第655条及び第655条の2関係）

足場及び作業構台の点検に関する元方事業者等の責務

安衛則第655条 ※解釈例規

第1項第2号の「一部解体若しくは変更」には、建わく、建地、交さ筋かい、布等の足場の構造部材の一時的な取り外し若しくは取付けのほか、足場の構造に大きな影響を及ぼすメッシュシート、朝顔等の一時的な取り外し若しくは取付けが含まれること。ただし、次にいずれかに該当するときは、「一部解体若しくは変更」に含まれないこと。

① 作業の必要上臨時に足場用墜落防止設備（足場の構造部材である場合を含む。）を取り外す場合又は当該設備を原状に復す場合には、局所的に行われ、これにより足場の構造に大きな影響がないことが明らかであって、足場の部材の上げ下ろしが伴わないとき。

② 足場の構造部材ではないが、足場の構造に大きな影響を及ぼすメッシュシート等の設備を取り外す場合又は当該設備を原状に復す場合であって、足場の部材の上げ下ろしが伴わないとき。

安衛則第655条の2 ※解釈例規

第1項第2号の「一部解体若しくは変更」には、作業の必要上臨時に手すり等又は中棧等を取り外す場合並びに当該設備を原状に復す場合を含まないこと。

足場の点検時には点検者の指名が必要になります

(安衛則第567条、第568条及び第655条)

＜2023年10月1日施行＞

足場(つり足場を含む。以下同じ。)からの墜落・転落災害が発生している事業場においては、安衛則第567条、第568条及び第655条の規定で義務付けられている「足場の点検が行われていない事例が散見されていること」を踏まえ、事業者又は注文者による足場の点検が確実に行われるようにするため、点検者をあらかじめ指名することを義務付けた。

解釈例規:基発0314第2号 令和5年度3月14日

・**点検者の指名の方法**は、書面で伝達する方法のほか、朝礼等に際し口頭で伝達する方法、メール、電話等で伝達する方法、あらかじめ点検者の指名順を決めてその順番を伝達する方法等が含まれること。

なお、点検者の指名は、点検者自らが点検者であるという認識を持ち、責任を持って点検ができる方法で行うこと。

・改正省令による改正後の安衛則第567条第2項及び第655条第2項第2号に規定する点検者については、足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講した者等、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」(令和5年3月14日基安発0314第2号)別添の3(2)に示す一定の能力を有する者※を指名することが望ましいこと。

・足場の点検に当たっては、推進要綱別添に示す「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいこと。

※ 一定の能力を有する者とは

- ・足場の組立て等作業主任者で、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講
- ・労働安全コンサルタント(試験の区分が土木又は建築の方)など、労働安全衛生法第88条に基づく足場の設置等の届出についての「計画作成参画者」に必要な資格がある方
- ・全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」
- ・建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」

足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります (安衛則第567条及び第655条) ＜2023年10月1日施行＞

現行の安衛則では、悪天候若しくは地震又は足場の変更等の後の足場の点検を行ったときに、当該点検の結果及び点検の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合にあっては当該措置の内容を記録及び保存することが義務付けられている。

事業者又は注文者による足場の点検が確実に行われるようにするため、点検者の指名を義務付けたことに伴い、当該記録及び保存すべき事項に、当該点検者の氏名を追加する。

解釈例規:基発0314第2号 令和5年度3月14日

(1)改正安衛則第567条第3項各号及び第655条第2項各号に掲げる点検後に記録及び保存すべき事項に、点検者の氏名を追加したこと。なお、記録すべき点検者の氏名は、改正安衛則第567条第2項及び第655条第1項第2号の規定により指名した者のものとする。

(2)足場の点検後の記録及び保存に当たっては、推進要綱別添に示す「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいこと。

※ つり足場(568条)は適用がありません

パブリックコメント(令和5年3月14日)による厚労省の見解(一部)

意見	厚生労働省の考え方
(No4)適用範囲 ・足場点検者の指名及び点検者氏名の記録に係る改正は、作業構台に関する規定にも適用されるか。	・本改正は足場に関するものであり、 <u>作業構台には適用されません。</u>
(No10)その他 ・点検後に事故が発生した場合、点検者の責任は問われるのか。	・労働災害が発生した場合の、労働者又は事業者に対する労働安全衛生法令の規定に基づく罰則の適用については、 <u>個別の事案※</u> によります。

「より安全な措置」等について（抜粋）

3 足場等の安全点検の確実な実施

- (1) 足場等の種類等に応じた**チェックリスト**に基づく点検及び記録・保存

足場等の種類別点検チェックリストー () 足場用ー(注1)

足場等点検チェックリスト

工事名 () 工期 () ～ () (注2)

事業場名 () (注3)

点検者職氏名 () (注3)

点検日 年 月 日

点検実施理由 (悪天候後、地震後、足場の組立て後、一部解体後、変更後) (その詳細) (注4)

足場等の用途、種類、概要 () (注5)

重要項目



- (2) 足場等の組立て・変更時等の点検実施者については、

1. 足場の組立て等作業主任者能力向上教育の受講者
2. 労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）
3. 計画作成参画者
4. 「仮設安全監理者資格取得講習」受講者
5. 「施工管理者等のための足場点検実務研修」受講者

等十分な知識・経験を有する者を指名し、

足場の組立て等の作業に直接従事した以外の者が行うことで、客観的・的確な点検とする。

- (3) 作業開始前の点検は職長等当該足場を使用する労働者の責任者から指名する。

4. その他の安全対策について

斜面・法面工事用仮設設備の仕様書等

国土交通省土木工事共通仕様書
令和6年度版

第1編 共通編 第1章 総則

1-1-29 工事中の安全確保

1. 安全指針等の遵守

受注者は、土木工事安全施工技術指針(国土交通大臣官房技術審議官通達、令和4年2月)、建設機械施工安全技術指針(国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日)、「港湾工事安全施工指針(社)日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針(社)日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針(社)日本海上起重技術協会」、**JIS A 8972 (斜面・法面工事用仮設設備)**を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。

平成25年度における建設工事故防止
のための重点対策の実施について

I 発注者が実施する対策

3. 法面からの墜落事故防止重点対策

・ 大規模または特殊法面工事においては、必要に応じて**JISA8972(斜面・法面工事用仮設設備)**による**昇降設備、構台等の設置を推進し、適切に必要な費用を計上する。**

II 関係業団体が実施する対策

4. 法面からの墜落事故防止重点対策

(1) 昇降設備の設置の推進

・ 関係業団体は、会員各社に対して親綱の固定箇所・安全帯付け替え箇所への安全な移動のため、大規模及び特殊法面工事においては、必要に応じて**JISA8972(斜面・法面工事用仮設設備)**による**昇降設備、構台等を設置し、施工すること**を推奨する。

(2) 法面工事における適切な作業計画の作成と周知

・ 関係業団体は、会員各社に対して、法面工事の施工にあたり、十分な知識と経験を有する者により作業計画を作成するとともに、作業計画の内容の周知徹底するよう働きかける。

屋根工事用足場（官庁営繕関係）

国土交通省公共建築工事標準仕様書(建築工事編)
令和4年版

第2章 仮設工事

2節 縄張り、遣方、足場等

2.2.4 足場等

(3) 屋根工事及び小屋組の建方工事における墜落事故防止対策は、**JISA8971(屋根工事用足場及び施工方法)**の施工標準に基づく足場及び装備機材の設置を設置する。

「平成25年度における営繕工事
事故防止重点対策の実施について」

2 屋根工事等に係る安全対策

屋根面等からの墜落事故防止対策として、必要に応じ、**建方作業台、渡り歩廊、墜落防護さく等のJISA8971(屋根工事用足場及び施工方法)**による**足場及び装備機材の設置を推進し、適切に必要な費用を計上する。**

【参考】貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落防止対策の充実に係る労働安全衛生規則の一部改正

1 安衛則151条67号の改正 <2023年10月1日施行>

貨物荷を積み卸す作業を行うときに、昇降設備の設置義務の対象となる貨物自動車について、最大積載量が5トン以上から2トン以上に範囲が拡大され、2トン未満についても努力規定とされた。

2 安衛則151条の74の改正

荷を積み卸す作業を行うときに、労働者に保護帽を着用させる義務の対象となる貨物自動車について最大積載量が5トン以上から2トン以上に範囲が拡大

なお、荷台の側面が構造上開放されているもの又は構造上開閉できるもの。
あおりのない荷台を有する貨物自動車並びに平ボディ車及びウイング車が今回の対象に含まれます

昇降設備の例



参考: 荷揚げ用リフト等の採用 (手すり先行工法の足場を使用しましょう [厚生労働省] より)

つり網等の使用

機材等を上げ下ろしするときは、つり網、つり袋、荷揚げ用のウインチ、荷揚げ用のリフト等を労働者に使用させること。



(参考)
荷揚げ用のリフトの例

働きやすい安心感のある足場の設置

見える安全 感じる安心



全国仮設安全事業協同組合

ホームページアドレス <http://www.kasetsuanzen.or.jp>

東京都中央区日本橋小伝馬町15-18 EDGE小伝馬町ビル5F

TEL: 03-3639-0641 FAX: 03-3639-0640